

全建労発第88号
平成16年11月16日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 小平申二
(公印省略)

平成17年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の
就職・採用活動に係る取扱い等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記就職・採用活動に係る取扱い等について、厚生労働省職業安定局
長より別添のとおり周知依頼がありました。

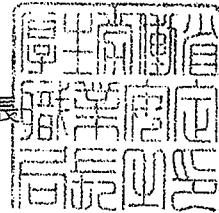
つきましては、貴協会傘下会員に対し、平成17年度の大学等卒業予定者の
採用の際には、別添記の2の公平・公正な採用の確保等にご配意いただきます
よう周知方お願い申し上げます。

以上

職発第1102003号
平成16年11月2日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長



平成17年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の 就職・採用活動に係る取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業予定者の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、企業側が「2005年度・新規学卒者の採用選考に関する企業の倫理憲章」（以下「倫理憲章」という。）、大学等側が「平成17年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）をそれぞれ定め、これらを双方が尊重することで企業側及び大学等側が合意したところであります。文部科学省高等教育局長から当職あて、別添のとおり、協力依頼がなされたところです。

これを受け、厚生労働省としましては、この倫理憲章及び申合せの周知を図るとともに、大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、公共職業安定機関においては、下記1及び2のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記2の事項について御配意をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願ひいたします。

記

1 公共職業安定機関における取扱い

倫理憲章及び申合せ内容を踏まえ、平成17年度の公共職業安定機関における取扱いは、次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成17年度大学等卒業予定者（以下「大学等新卒者」という。）に係る求人票、求人要項等は、平成17年4月1日以降に展示・公開する。

なお、平成17年4月1日前に求人を受理する場合においても、当該求人者に

求人票展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

- (2) 公共職業安定機関が作成する求人情報、ガイドブック等について
大学等新卒者を対象とした求人要項記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、平成17年4月1日以降とする。
- (3) 公共職業安定機関が主催する学生対象の就職面接会について
公共職業安定機関が主催する大学等新卒者を対象とした就職面接会は、求人の展示・公開開始以降、大学等の学事日程等にも配慮しつつ、求人状況等地域の実情に応じて開催する。
- (4) 専修学校等の取扱いについて
倫理憲章及び申合せは、平成17年度専修学校卒業予定者、公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、公共職業安定機関においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

公共職業安定機関としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 倫理憲章及び申合せ並びに公共職業安定機関の取扱い日程の周知を図ること
- ② 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること
- ③ 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ④ 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ⑤ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑥ 未就職卒業者にも、新規学卒者と同様の応募機会を確保すること

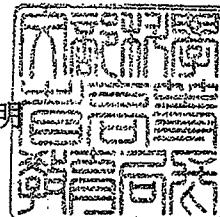
[別添]



16文科高第529号
平成16年10月19日

厚生労働省職業安定局長
青木功殿

文部科学省高等教育局長
石川 明



平成17年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の
就職・採用活動について（依頼）

平素から大学、短期大学及び高等専門学校卒業者の就職については、格別の御配慮をいただいているところでありますが、標記について、別添1及び2のとおり、各大学・短期大学・高等専門学校及び大学・短期大学・高等専門学校団体に通知するとともに、別添3及び4のとおり、各都道府県等及び各就職情報出版企業に協力方を依頼しました。

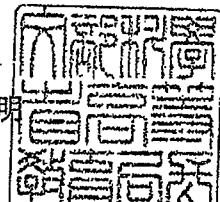
また、各事業主、主要経済団体に対しては、社団法人 日本経済団体連合会から周知されます。

については、貴職におかれましても、各事業主、就職情報出版企業等に対して御指導方よろしくお願いします。

16文科高第529号
平成16年10月19日

各 国 公 私 立 大 学 長
放 送 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 短 期 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長

文部科学省高等教育局長
石 川 明



(印影印刷)

平成17年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の
就職・採用活動について（通知）

標記のことについて、大学側及び企業側においてそれぞれ「平成17年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）」（別紙1。以下「申合せ」という。）及び「2005年度・新規学卒者の採用選考に関する企業の倫理憲章（別紙2。以下「倫理憲章」という。）が定められ、これらについて、双方がそれぞれ尊重に努めることを内容とする確認（別紙3）が両代表によりなされました。

また、大学側から企業側に対し、採用活動に当たって、特に理解を求める事柄について「平成17年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職に関する要請」（別紙4。以下「要請」という。）を行うこととされました。

については、これらの趣旨を踏まえ、大学等卒業予定者の就職・採用活動の秩序の確立、正常な学校教育と学生の学習環境の確保、就職機会の均等を期するとともに、学生の就職活動が早期化することなく、学生が自己の能力、適性に応じて適切に職業を選択できるよう、下記の事項に御留意の上、学生に対する就職指導の一層の充実、強化をお願いします。

記

- 1 大学側の「申合せ」及び企業側の「倫理憲章」等の趣旨について、教職員及び学生に対して、研修やガイダンスの場など様々な機会や方法を通じて、周知徹底するとともに、その趣旨を踏まえ、企業へ必要な働きかけを行う等十全の措置をとること。
- 2 大学側の「申合せ」及び「要請」において、本人の資質、能力に関係のない形式的理由による差別を受けることのないよう、学生の応募書類については、大学等指定書類とするよう企業側に要請することとしているが、大学等指定書類のうち、履歴書及び自己紹介書については、正課外の多様な活動状況などを記載する欄を設けるなど、必要に応じ工夫を行うこと。
- 3 職業安定法第33条の2の規定に基づき、大学等における就職業務担当者の明確化を図るなど、職業紹介体制を整備すること。また、教員を含め全学的な就職指導体制の整備に努めること。
- 4 採用内定については、企業等の意思表示が文書によらない等不明確な場合には、採用内定をめぐるトラブルが生じる恐れがあるので、適切な指導等を行うよう努めること。

平成16年10月19日
就職問題懇談会

平成17年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る
就職について（申合せ）

国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）で構成する就職問題懇談会は、平成17年度卒業予定者の就職活動の秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学習環境を確保するとともに、学生の就職機会の均等を期すため、高等学校卒業予定者の就職活動にも配慮し、下記のとおり申し合わせる。

なお、この申合せを行うに当たり、大学等は、学生に高い学力と豊かな人間性を身に付けさせた上で卒業生として社会に送り出すという、本来果たすべき社会的使命と責任を十分認識するとともに、その責務を果たすため、各大学等において全教職員が協力し、全力を挙げてこれを実行することを確認する。

記

1 採用情報の開示について

インターネットによる採用情報の公開や通年採用の拡大等に鑑み、求人依頼文書の発送、求人票の受理及び公示の時期は、各大学等の自主的判断によって行う。

2 就職・採用活動の早期化への対応について

学校教育上重要な時期である卒業学年当初及びそれ以前は、学内及び学外で企業が実施する採用選考のための「企業説明会」に対して会場提供や協力を行わない。

また、この趣旨を踏まえ、この時期の学生に対する就職指導を適切に行う。

3 学校推薦の取扱いについて

学校推薦は、原則として7月1日以降とする。

4 正式内定開始について

正式内定日は、10月1日以降である旨学生に徹底するとともに、正式内定に至るまでの間において、複数の内々定の状態が継続しないよう、学生を指導する。

5 学生の応募書類について

学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』）」とし、企業に対して、就職差別につながる恐れのある「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないよう要請する。

6 男女雇用機会均等について

採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に則って行われるべきであり、その旨を企業側に徹底するよう要請する。

7 職業観や勤労観の涵養について

学生個々人の個性や適性に応じた職業を学生自ら選択できる能力の育成や学習意欲を高めるため、学生の職業観や勤労観を涵養することは重要であり、大学等においては正課教育としてのキャリア教育やインターンシップの推進に努める。

8 「申合せ」の周知について

各大学等は、学内の教職員はもとより、学生への周知徹底を図るとともに、企業等に求人依頼文書を発送する際、この「申合せ」を添付し、その趣旨の理解を図る。

2004年10月19日

2005年度・新規学卒者の採用選考に関する企業の倫理憲章

(社) 日本経済団体連合会
会長 奥田 碩

企業は、自己責任原則に基づいて自主的に行う、2005年度大学等新規学卒者の採用選考にあたり、下記の点を十分配慮して行動する。

記

1. 正常な学校教育と学習環境の確保

採用選考活動にあたっては、正常な学校教育と学習環境の確保に協力し、大学等の学事日程を尊重する。

2. 採用選考活動早期開始の自粛

在学期間を通して知性、能力と人格を磨き、社会に貢献できる人材を育成、輩出する高等教育の趣旨を踏まえ、学生が本分である学業に専念する十分な時間を確保するため、採用選考活動の早期開始は自粛する。まして卒業学年に達しない学生に対して、面接など実質的な選考活動を行うことは厳に慎む。

3. 公平・公正な採用の徹底

公平・公正で透明な採用の徹底に努め、学生の自由な就職活動を妨げる行為(正式内定日前の誓約書要求など)、男女雇用機会均等法の精神に反する採用選考活動は一切行わない。また大学所在地による不利が生じぬよう留意する。

4. 情報の公開

学生の就職機会の均等を期し、落ち着いて就職準備に臨めるよう、企業情報ならびに採用情報(説明会日程、採用予定数、選考スケジュール等)については、可能な限り速やかに、適切な方法により詳細に公開する。

5. 採用内定日

正式な内定日は、10月1日以降とする。

6. その他

大学院修士課程修了者の採用選考においても学習環境の確保に十分留意する。また高校卒業者については教育上の配慮を最優先とし、安定的な採用の確保に努める。

以上

平成17年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動については、企業側の「倫理憲章」と大学側の「申合せ」を双方が遵守し、行動することを期待する。

平成16年10月19日

(社)日本経済団体連合会会長 大学等関係団体就職問題協議会代表

奥 田 碩

安 西 祐一郎

平成16年10月19日

企業等採用責任者 各位

就職問題懇談会座長
 平野眞一
 (名古屋大学長)

平成17年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る
 就職に関する要請

国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）で構成する就職問題懇談会においては、大学等卒業予定者の就職活動の秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学習環境を確保するとともに、学生の就職機会の均等を期すため、別添のとおり「申合せ」を行い、全国の大学等に趣旨の徹底を図っております。

大学等は、この「申合せ」を行うに当たり、学生に高い学力と豊かな人間性を身に付けさせた上で卒業生として社会に送り出すという、本来大学等が果たすべき社会的使命と責任を十分認識するとともに、その責務を果たすため、全教職員が協力し、全力を挙げてこれを実行することを確認したところであります。

つきましては、貴職におかれでは、平成17年度大学等卒業予定者の就職採用活動の秩序を維持するため、上記「申合せ」の内容について十分御理解いただくとともに、採用活動に当たっては、（社）日本経済団体連合会で定める「倫理憲章」の趣旨に則り、特に下記事項について御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 採用活動の早期化とそれを要因とする長期化は、大学等の教育機能の低下をまねくものであり、十分な教育を受け得なかつた学生を採用することは、企業にとっても不利益をもたらすことになる。したがって、卒業学年に達しない学生に対する実質的な採用選考活動を厳に慎み、採用選考活動を早期に開始しないとともに、可能な限り休日や祝日等、例えば長期休暇期間に行う等、大学等の教育活動を尊重した採用活動を行うこと。
- 2 学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』）」とし、就職差別につながる恐れのある「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないこと。
- 3 男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に則った採用活動を行うこと。
- 4 採用情報の提供に当たっては、求める人材の能力や資質を具体的に示し、公平・公正な公開を徹底するとともに、学校名や地域により就職情報（情報誌、ダイレクトメール等を含む）の提供や採用選考に差異を設けない等、就職の機会均等について一層の改善を図ること。
- 5 10月1日以前に内定承諾書、誓約書、連帯保証書の提出を求める等、学生の自由な就職活動を妨げる拘束を行わないこと。
- 6 学生の職業観の育成や学習意欲の喚起を促す観点から、重要な意義を有するインターンシップについて、積極的に取り入れていただきたいこと。
 ただし、インターンシップは、教育の一環として位置付けられた就業体験であり、採用選考と直結した受入れは本来の趣旨にそぐわないものであることに留意していただきたいこと。